

「独自の基準」※ 記録の保存期間の変更について（指定居宅介護支援事業）

記録の保存期間を現行の国基準「完結の日から2年間」から次の起算日から「5年間」に変更します。

居宅サービス計画（ケアプラン）（注）・・・ <u>当該居宅介護支援に係る契約の終了の日から5年間</u>	
指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 アセスメントの結果の記録 サービス担当者会議等の記録 モニタリングの結果の記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	そのサービスを <u>提供した日から5年間</u>
市町村への通知に係る記録　・・・ <u>通知の日から5年間</u>	

注：上記の居宅サービス計画（ケアプラン）とは、居宅サービス計画書第1表から第7表を指します（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」平成11年11月12日老企第29号より）。したがって、以下の書類については、「当該居宅介護支援に係る契約の終了の日から」5年間保存してください。

- 第1表：「居宅サービス計画書(1)」
- 第2表：「居宅サービス計画書(2)」
- 第3表：「週間サービス計画表」
- 第4表：「サービス担当者会議の要点」
- 第5表：「居宅介護支援経過」
- 第6表：「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」
- 第7表：「サービス利用票別表」